

平成22年4月20日
(社)テレコムサービス協会

4月20日ヒアリング、質問予定事項に対する回答

質問1:「光の道」の整備には、①残り10%の超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備と、②超高速ブロードバンド整備エリアにおける利用率30%の向上、の2点が必要と考えられるが、

1)①について、未整備エリアにおける基盤整備を短期間(5年間)で行うためには、どのような方策を講じる必要があるかと考えるか。事業者間の設備競争を通じた基盤整備、公的資金の投入による計画的基盤整備、あるいはそれらのミックス等、複数の方法が想定できるが、どのような方法が適切かと考えるか。その際の整備主体、運営主体、財源等については、どのように考えるか。

⇒未整備エリアにおける基盤整備と運用は、現行のユニバーサルサービス基金に信託された財源を使って、それぞれ「主要な整備主体」と「主要な運用主体」(以下「主体」)が推進すべきと考えます。

⇒ただし、従来の基金だけでは不足するため、新たな財源の確保が必要になります。その候補として、例えばブロードバンド宝くじなどを創設して財源に充てると共に、この宝くじから得られる収益を、整備対象となる地方のブロードバンドサービスに関するアイデアコンテストの運用にあてる、などの活用も考えられます。また、一般消費者がエコポイント、家電量販店等のポイントを寄付できる制度を作り、見返りに未整備地域の特産品などを得るような制度を創設し、基盤整備の財源に充当することも考えられます。

2)②について、利用率を向上させる方法としては、何が適切かと考えるか。また、利用率向上のための方法として、事業者間競争の活性化による料金の値下げやサービスの多様化等も考えられるが、事業者間競争の活性化のためにはどのような方策が考えられるか。

⇒利用率の向上のためには、何よりもユーザのために多種多様なサービスが提供されることが必要です。そのためには、ネットワーク設備を持つ特定の事業者だけでなく、ネットワーク設備を持たない多くの事業者も参加して、公正な条件で競争が促進されることが重要です。その方策としては、

- ・NGNなどのネットワークのオープン化を促進し、多くの事業者にとって使いやすいインタフェースが公開されること
- ・公開されたインタフェースを多様な事業者が公正な条件で利用できること

が必要と考えます。(この項、**質問2**、**質問9**の回答も参照してください。)

質問2:「光の道」が整備される時代において、市場における競争はどうあるべきと考えるか。また、その際、NTT への規制の在り方についてはどうあるべきと考えるか。

⇒アクセス網について、少なくとも固定アクセスの場合、複数の事業者が多重に投資することは社会的な損失となるため、独立した組織が整備、運用することを検討する必要があると考えます。

⇒しかし、それ以外のネットワークの各レイヤでは、多くの事業者が公正に競争する環境を構築すべきと考えます。そのために、複数の通信事業者が同等の条件でアクセス網を利用でき、それぞれの事業者の上位で複数の異なる事業者がサービスプラットフォームを構築するためのインタフェースがオープン化される必要があります。

⇒その際、NTT が市場を独占する状態にあれば、当然従来の第一種指定電気通信設備に関する規制のようなルールが必要になると考えます。(この項、**質問9**の回答も参照してください。)

質問3:「光の道」の整備に向け、貴社はどのような貢献ができると考えているか。

⇒テレコムサービス協会は、「光の道」整備の上での利用率向上について、大いに貢献できると考えます。当協会には多種多様な会員企業があり、NGN などのネットワークがオープン化されれば、サービスプラットフォーム事業者またはアプリケーション/コンテンツ提供事業者として多様なサービスの提供に貢献できます。また、当協会は全国に11の支部組織を持ち、国内の各地域で事業を進める会員も多く、地域に根ざしたサービスの提供も可能になると考えます。

質問4:加入者ファイバの接続料は東西別全国一律料金となっているが、今後条件不利地域にファイバを敷設することをふまえ、地域間料金格差を設けることについてどのように考えるか。また、公的資金の補助を得て敷設された光ファイバの接続料はどのようにあるべきと考えるか。

⇒加入者に対する料金についてのコメントは差し控えますが、事業者間の接続料金については従来の方式を根本的に見直す必要があると考えます。

質問5: ネットワークの開放策について、現在の仕組みでこういった障害があるのか、具体的に教えていただきたい。

⇒現在の接続ルールは、ネットワーク設備を持つ事業者同士の接続を前提としています。また、旧来の電話サービスを前提とした考え方に基づいているものが多く、現在の NGN などの IP ベースで多様なサービスを提供するネットワークでは、開放策が不十分な状態にあると考えます。

⇒従来のネットワーク設備を持つ事業者同士の接続(水平方向の接続)に加えて、ネットワーク設備を持たない事業者との接続(垂直方向の接続)についても、よりオープンな条件で接続できるような環境が必要と考えます。ネットワーク設備を持つ事業者が有利な条件でサービスを提供できる垂直統合モデルだけではなく、様々な事業者がサービスプラットフォームやアプリケーション/コンテンツを提供できるようなオープンで公正な競争が促進されるようなネットワークの開放策が必要になると考えます。

質問6: NTT西日本の個人情報漏洩問題についてのお考えを聞かせていただきたい。

⇒事業法にある「接続情報の目的外利用・提供」の禁止は、法の目的を鑑みれば、第一種指定電気通信設備を持つ事業者が、自ら最も尊重し遵守すべき事項であろうと考えます。その実行に際して特に大きな困難性があるとも思えない中で、現実にはこのような問題が起るといことは、公正競争確保に係わる事業法の目的とするところが対象事業者の現行枠組みにおいては実現できないという懸念を示しており、極めて残念に思います。

質問7: 現在、NTT東西には、ドミナント規制が課されており、制度上、情報の対称性や手続の同等性などが確保されているが、NTT西日本の個人情報漏洩問題などが起きていることを踏まえると、競争の同等性を更に高めることも必要と考えられるが、どうか。具体的に必要と考える措置があるか。

⇒前述のような懸念が顕在化している状況から、現行の枠組みを維持したままでの非対称規制による公正な競争確保は困難と考えます。従って、第一種指定電気通信設備を持つ事業者の機能分離あるいは構造分離が検討されるべきと考えます。同時にその制度設計と実行および検証に関しては、第三者機関による評価等の仕組みが必要であると考えます。

質問8: NTT東西は、光アクセス網は8本まとめてでない借りられない形で設計し、NGNは、そのアクセス網と一体となった形で設計するなど、いずれも競争事業者の利用を前提としたネットワーク設計をしていない。NGNでは、更にネイティブ方式のISP事業者が3社に制限される設計となっているため、ISP事業者からは競争上の懸念が示されるなど、メタル・PSTNから光・NGNへのマイグレーションが進展する中で、メタルで生み出された競争環境が消え去ろうとしている。光の時代における競争環境を実現するためには、NTT東西のアクセス網をより他事業者に使しやすい形に見直すことも必要と考えられるが、どうか。具体的にアクセス網がどのような形になれば、FTTH市場の競争環境が実現すると考えるか。

⇒メタル・PSTNの時代、NTT以外の事業者もNTTのアクセス網を利用することが可能であったが、NGNでは現状不可能です。競争を促進するためには、他の事業者がNGNを構築する場合にNTTの光アクセス網を利用できるような接続ルールを整備すべきであると考えます。NGNの上位レイヤに位置してサービスプラットフォームやアプリケーション/コンテンツを提供する事業者は、複数の事業者が提供するNGN同士が競争することで、より多様な形でサービスプラットフォームやアプリケーション/コンテンツを提供できるようになると考えます。

⇒NGNによるISP接続については、NGNについてのNTTの構想段階からISP事業者との接続形態をオープンな場で議論すべきであったと考えます。現状の3社というネイティブ接続事業者の制限を今後大きく変えることは難しいと思いますが、今後期待されるNGN上での様々なサービスの提供(現状のNGNは音声、映像を中心にわずかのサービスが提供されているに過ぎない)については、ANIまたはSNIと呼ばれる上位レイヤとのインタフェースについて、よりオープンな条件で多様な事業者が利用できる環境になることを望みます。そのために、NGNを提供する事業者がNTT東西だけという現況ではなく、他の事業者がNTT東西の光アクセス網を活用することで、複数の事業者がNGNサービスを提供する環境になることが必要と考えます。

質問9: 事業者間のより一層公正な競争環境を整備するためには、NTT東西からアクセス網を別会社として分離する考え方もあり得る。この場合、アクセス会社がNTT持株内にあっても、アクセス網分離後のNTT東西は、ボトルネック設備(アクセス網)を持たなくなるので、現行制度上は、NGNを含めてボトルネック性を根拠とする規制を課せなくなるが、この点についてどう考えるか。

⇒アクセス会社をNTT東西から機能分離または構造分離した場合、NTT東西がボトルネック設備(アクセス網)を持たなくなります。この場合、アクセス会社に対しては、引き続き何らかの指定電気通信設備に関する規制は必要であると考えますが、NTT東西のアクセス網以外の電気通信設備は、現行の制度のままでは規制の対象から除外されることになると考えられます。

⇒一方、SMP(Significant Market Power)を持つ事業者(以下「SMP 事業者」)に対する規制は、これまで電気通信設備に関する規制として議論されてきたと認識しています。しかし、今後は電気通信「設備」だけではなく、ネットワークサービスのレイヤごとの「サービス」に関しても、新たに規制する制度に拡張することを望みます。すなわち、レイヤごとの健全で公正な競争環境を創出するために、SMP 事業者に対する新たなサービス規制の導入を検討する場所の設置を要望します。

⇒サービス規制の導入においては、SMP 規制だけでなく、バンドルされたサービスのアンバンドルの在り方など、接続ルールの在り方についても再整理を検討する場所が必要であると考えます。

以上